

第十一章 一文不通のともがらの念仏もうすにおうて、「なんじは誓願不思議を信じて念仏もうすか、また名号不思議を信ずるか」と、いいおどろかして、ふたつの不思議の子細をも分明にいいひらかずして、ひとのこころをまどわすこと、この条、かえすがえすもこころをとどめて、おもいわくべきことなり。

第十二章 経釈をよみ学せざるともがら、往生不定のよしのこと。この条、すこぶる不足言の義といいつべし。

第十五章 煩惱具足の身をもって、すでにさとりをひらくということ。この条、もつてのほかのことにそうろう。

第十七章 辺地の往生をとぐるひと、ついには地獄におつべしということ。この条、いずれの証文にみえそうろうぞや。

歎異抄異義篇 上人のおおせにあらざる異義ども  
誓名別信計章  
(第十一章・第十二章・第十五章・第十七章)

第17組 幸福寺住職

楠 信生

text by Shinshou Kusunoki

『歎異抄』の第十一章から第十八章までの異義八か条について今月号と来月号の二回でうかがうことである。方法としては、八か条を誓名別信計と専修賢善計とに分類された先達の考えに習いたいと思う。つまり第十一・第十二・第十五・第十七章が誓名別信計で、第十三・第十四・第十六・第十八章が専修賢善計という分類である。『歎異抄』の編者が看過できない異義として挙げられた八か条を、このような分類によって理解しようとするのが、編者の意にかなっているかどうかということも考えなければならぬ。しかし今は私たちが課題とすべきことの要を確かめるという意味で、誓名別信計と専修賢善計という二種の分類によりながら考えさせていただく。無論、各章が丁寧に読まれるべきであることは当然のことである。今回は誓名別信計についてである。

### 誓名別信計とは

誓名別信計とは、第十一章の

「なんじは誓願不思議を信じて念仏もうすか、また名号不思議を信ずるか」と、いいおどろかして、

という異義の文に由来している。浄土真宗の教えにおいては、

誓願・名号と申して、かわりたること候わず候う。誓願をはなれたる名号

も候わず候う。名号をはなれたる誓願も候わず候う。(『末灯鈔』聖典六〇五頁)

であるにもかかわらず、誓願不思議を信ぜずに名号不思議のみを信じて念仏する異義を誓名別信計というのである。そしてこの計らいとの共通性を、第十二・十五・十七章にも見て、宗学の先達は四か条を誓名別信計という分類に入れられたのである。

### 一文不通のともがら

「一文不通のともがらの念仏もうすにおうて」ではじまる第十一章であるが、その一文不通のともがらとは、どのような人を指すのであろうか。先日御門徒の五十回忌の法要を勤めさせていただいた時のことである。亡きおばあさんは字が読めなかったそうである。字の読めないおばあさんが勤行本を開いて『正信偈』のお勤めをするのであるが、その開く箇所がほとんどずれていなかったと家族の方が今さらながら感心し話してくださった。そして、その法要に参っておられた亡き人の娘である九十六歳の女性の「親のおかげでこの世に出していただいた」という言葉に、字を読めずに『正信偈』のお勤めをしておられた亡きおばあさんの存在が、

よしあしの文字をもしらぬひとはみな

まことのこころなりけるを

善悪の字しりがおは

おおそらごとのかたちなり (『正像末和讃』聖典五一頁)

という和讃のこころそのままに生きてはたらいっていることを感ずるのである。

第十二章では「経釈をよみ学せざるともがら、往生不定のよし」という異義について、「学文してこそなんといいおどさるること、法の魔障なり、仏の怨敵なり」と叱責される。そして第十七章では「学生だつるひと」の言い出すあさましい計らいを「如来に虚妄をもうしつけまいらせそうろうなれ」と批判されている。

誓名別信計として何が問題とされているのか。その根幹にあることは、人間の賢しい分別によって本願を疑い信心が定まらないという問題である。私どもが縁あって学ぶ機会を得たときには「いよいよ如来の御本意をしり、悲願の広大のむねをも存知して、いやしからん身にて往生はいかが、なんととあやぶまんひとにも、本願には善悪浄穢なきおもむきを」(第十二章)ということに学ぶ意義があることを忘れてはならない。